

公益社団法人全国開拓振興協会役員候補者の公募について

公益社団法人全国開拓振興協会は、以下により役員候補者の公募を行います。

1. 公募を実施する法人

公益社団法人全国開拓振興協会

2. 公募する役員候補者の役職及び募集人員

理事（常勤の専務理事候補者） 1名

3. 任期

2年間（第8回定時総会（令和2年6月予定）終結時～第10回定時総会（令和4年6月予定）終結時まで）

4. 職務の内容

別紙「職務の内容」のとおり

5. 選考方法

(1) 「選考委員会」において候補者を選考します。なお、必要に応じて面接を行います。

(2) 役員候補者として選考された者については、当協会の理事会において総会への推薦理事候補者として承認された後、総会において理事として選任が行われます。

理事選任後の新役員で開催される理事会において、互選により、専務理事を決めて就任して頂くこととなります。

6. 応募方法

(1) 公募期間

令和2年4月2日（木）～ 令和2年4月13日（月）

(2) 応募資格等

別紙「必要な資格、経験等」のとおり

(3) 応募書類

次の書類を令和2年4月13日（月）17時までに提出すること。

① 履歴書

- ・ JIS規格の履歴書用紙を用い、最近3ヶ月以内に撮影した顔写

真を添付して下さい。

- ・ 学歴、職歴、資格等の必要事項を記載して下さい。
なお、履歴書に記載しきれない職務経歴、資格等を A4 版の用紙にまとめて下さい。
- ・ 確実に連絡の取れる連絡先（電話番号、携帯電話番号及びメールアドレス）

② 応募動機・自己アピール文書

- ・ 応募した動機、公募している職務に自らが適任である理由を記載して下さい。
- ・ A4 版用紙に横書き 1,000 字以内に取りまとめて下さい。

③ 確認書

(4) 応募書類の提出先

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル 9 階
公益社団法人全国開拓振興協会
電話：03-3586-5843

※ 応募書類は、封筒に「応募書類在中」と朱書きのうえ、書留便により公募期間内に到着するようにお送り下さい。

7. その他

- ① 応募書類は返却しません。
- ② 応募に係る費用は全額応募者負担とします。
- ③ 提出された書類等の個人情報については、本選考以外には使用しません。

別紙

公益社団法人全国開拓振興協会の概要及び職務の内容

1 法人の概要

- (1) 法人名：公益社団法人全国開拓振興協会
- (2) 所在地：東京都港区赤坂一丁目9番13号 三会堂ビル9階
- (3) 設立年月日：昭和50年7月1日（農林大臣認可）
平成25年4月1日公益社団法人に移行（内閣府認定）
- (4) 設立目的：畜産、畑作等の部門における大型経営を主体とした開拓者の営農の振興に関する事業を実施することにより開拓者の営農の維持発展を図るとともに、国民への食料の供給を推進し、もって我が国農業の発展に寄与することを目的としています。
- (5) 主な事業：
 - ① 開拓者の営農に関する調査、研究及び研修会、講演会等の開催
 - ② 開拓者の営農の振興に関する情報紙の発行
 - ③ 開拓者の営農の振興に関する事業に対する助成
 - ④ 戦後開拓事業に関する資料、文献の収集及び公開

2 職務の内容

関係法令及び当協会の定款に基づき、理事会を構成し、その決議により当協会の業務を執行し、事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔にて2回以上、職務の執行状況を理事会に報告します。具体的には、1の(5)に掲げる業務の推進及び管理並びに関係省庁、関係団体等との折衝・協議・調整等の業務を行います。

3 必要な資格・経験等

- (1) 農畜産業の実情を踏まえた農業施策、農地の利用・調整等に関する経験と知見を有していること。
- (2) 当協会の事業目的達成に向け、経験等に基づく折衝力・調整力を発揮して関係機関・団体との連携を強化して事業の円滑な推進をリードするほか、組織内部を指揮・監督する能力を有していること。
- (3) 心身共に健康で、就任時において、原則として63歳未満であること。
- (4) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号イからニまでに規定する理事等の欠格事由に該当していないこと。

4 勤務条件

(1) 勤務形態

常勤

(2) 勤務場所

法人所在地

(3) 勤務時間

役員であることから勤務時間の定めはないが、事務局を統括するので、常勤職員と同様に、毎週月曜日から金曜日の9時から17時30分までの勤務を原則とする。

(4) 報酬

当協会の役員報酬等規定による（当協会のHPを参照）。

(5) 福利厚生

健康保険、厚生年金に加入

(6) その他

当協会の規程等に定めるところによる。

令和 年 月 日

公益社団法人全国開拓振興協会
会長 西谷 悟郎 殿

住 所

生年月日

氏 名

印

確認書

- 1 私は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という)第 6 条第 1 号ロからニまでに規定するすべての欠格事由に該当しません。

<参考>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

(欠格事由)

第六条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

- 一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
- イ 公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの
- ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。)若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十二条の二第七項の規定を除く。)に違反したことにより、若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(第六号において「暴力団員等」という。)

第二十八条 行政庁は、公益法人について、次条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該公益法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

- 2 行政庁は、前項の勧告をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その勧告の内容を公表しなければならない。
- 3 行政庁は、第一項の勧告を受けた公益法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5 行政庁は、第一項の勧告及び第三項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

- 一 第五条第一号、第二号若しくは第五号、第六条第三号若しくは第四号又は次条第二項第三号に規定する事由(事業を行うに当たり法令上許認可等行政機関の許認可等を必要とする場合に限る。)許認可等行政機関
- 二 第六条第一号二又は第六号に規定する事由 警察庁長官等
- 三 第六条第五号に規定する事由 国税庁長官等

(公益認定の取消し)

第二十九条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

- 一 第六条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けたとき。
- 三 正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わないとき。
- 四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。

2 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。

- 一 第五条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。
- 二 前節の規定を遵守していないとき。
- 三 前二号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。